

# 横浜市立都岡小学校PTO規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、横浜市立都岡小学校PTO ～都岡っ子応援隊～（以下PTOという。）と称し、事務所を横浜市立都岡小学校内(横浜市旭区都岡町4-8)におく。

## 第2章 目的及び活動・方針

第2条 本会は、保護者が教職員とのパートナーシップに基づき、協力・連携しながら家庭と学校と社会における児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会はその時代に合った活動を実施する。
- (2) 本会の活動を実施する場合、その活動に関わる会員にとって無理のない方法を選択する。
- (3) 本会の活動は子どもの健全な育成に必要な内容を実施し、より効率的な方法を選択する。
- (4) 児童の教育並びに福祉のため活動する他の団体及び機関と協力する。
- (5) 本会員及び役員は本会の役員の名で、営利的、宗教的、政党的その他会本来の事業以外の活動をしてはならない。
- (6) 本会は学校の活動を助ける為に意見を進言し、参考資料を提供するが、学校の管理や人事に干渉してはならない。
- (7) 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉をも受けない。

## 第3章 会員

第4条 会員資格

本会の会員資格は、次の通りとする。

- (1) 都岡小学校に在籍する児童の保護者、またはそれに代わる者(以下保護者という。)
- (2) 都岡小学校に勤務する校長、及び職員(以下教職員という。)

なお本会への入会は任意とする。

第5条 会員のうち保護者からのみ、月額150円の会費を納める。(家庭数に対し納めるとする)

第6条 会員は全て平等の権利と義務を有する。

## 第4章 会計

第7条 本会の経費は、会費、その他の収入によって支出される。

第8条 本会の会費は、総会で決定され、PTO規約に明記する。会費の変更は総会で議決されなければならない。

第9条 本会の決算は会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 業務委任

第11条 本会の事務のうち、下記の業務を学校に委任する。

- (1) PTO会費の徴収事務
- (2) 印鑑・預金通帳の保管
- (3) PTO会費の徴収事務関連文書等の配布

第12条 次については、役員会を通じて学校に依頼できるものとする。

- (1) PTOへの提出物の回収
- (2) その他、協議の上で必要な業務
- (3) PTO会費については、役員と学校の管理職で共に管理する。

## 第6章 役員及び役員の任務

第13条 本会の役員は保護者から選出し、次の通りとする。

- (1) ① 会長 1名
- ② 副会長 1名以上
- ③ 会計 1名以上
- ④ 書記 1名以上
- ⑤ 会計監査 1名以上
- (2) 役員は他の役員業務を兼任出来ることとし、教職員は役員会の求めに応じて役員業務を補助できることとする。
- (3) 役員が欠員した場合、都度必要に応じてこれを補う。

第14条 役員の任期は1年とする。欠員補充によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。再選は差し支えない。役員は引き続き他の役員に選任されることができる。

第15条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
- (3) 会計は本会の全ての金銭の収支を正確に記載し、財産の使途、保管に責任を持ち、会計監査を受けて定期総会において、決算報告をする。
- (4) 書記は必要に応じて議事を記録し、文書の発受の連絡にあたりるとともに記録、通信その他の書類を保管する。
- (5) 会計監査は次の職務を行う。
  - ① 年1回以上会計監査を行う。また必要に応じて臨時に会計監査を行うことができる。
  - ② 定期総会において会計監査の結果を報告する。

## 第7章 役員の選出

第16条 役員の選出は書面等にて募集を行う。必要に応じて役員からPTO加入者に対して募集を行う。

第17条 次年度役員の公示から2週間以内に異議申し立てがなければ、役員の選出は承認されたものとする。

## 第8章 役員の解任

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決を経てその役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があったとき。
- (3) 会員から3分の2以上の要求があったとき。

第19条 役員を解任する場合、役員会の開催の日の30日前までに、その役員に対しその旨を書面にて通知し、かつ議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

## 第9章 総会

第20条 総会は会員によって構成され、本会の最高決議機関である。

第21条 総会は定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は年1回開催される。
- (2) 定期総会は次の事項を処理する。
  - 1.役員紹介(役員の就任は4月1日とする)
  - 2.活動報告
  - 3.決算報告の審議及び承認
  - 4.活動計画の審議及び承認
  - 5.予算案の審議及び承認
  - 6.その他の重要事項の審議
- (3) 臨時総会は役員が役員会で必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求があった場合、会長が召集する。
- (4) 役員会が必要と認めた場合は、書面(電磁的記録を含む)にて総会を行うことができる。

第22条 総会の成立について以下の通りとする。

- (1) 総会の定員総数は委任状を含む全会員の過半数とし、全会員の10分の1以上の出席者を必要とする。
- (2) 書面(電磁的記録を含む)にて総会を行う場合、総会の定員総数は全会員の過半数以上の議決権行使書の提出もしくは電磁的記録による回答を必要とする。なお、委任状及び議決権行使書の未提出及び白紙提出は、賛成に含むものとする。
- (3) 総会の成立を望まない場合、本会の役員に申し立てることとする。

## 第10章 役員会

第23条 役員会は本会の役員及び学校代表(管理職)によって構成され、必要に応じて会務を審議し整理する。なお、特別に緊急を有する事項が生じた場合は、役員会で協議し決定することができる。但し、事の軽重によっては総会において、報告承認を求めなければならない。

第24条 役員会の任務は次の通りとする。

- (1) 本会の運営にかかわる事項の審議検討
- (2) 予算案、決算報告書、年間事業計画案の審議検討及び報告書等の作成
- (3) 緊急事項の審議、決定及び細則の判定、改廃
- (4) その他、全会員より委任された事務を処理

第25条 役員会は役員の半数以上が出席しなければならない。また議事決定は出席者の過半数をもって決定する。

## 第11章 校外指導委員会

第26条 地域社会の協力を得て校外指導委員会をおき、児童の校外生活の健全化・交通安全に努める。

- (1) 校外指導委員は各地区より選出する。(PTO会員に限らない。)
- (2) 校外指導委員会の委員長・副委員長・会計は、互選により選出する。
- (3) 校外指導委員選出の際、本会の役員を経験した者は、希望する場合を除き除外することができる。(任期中、在籍していた児童が卒業するまで。令和2年度の役員より有効とする。)
- (4) 任期途中に委員が欠員した場合、必要に応じて各地区でこれを補う。
- (5) 委員の任期は1年とする。なお、欠員補充によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第12章 特別委員会

第27条 必要に応じて特別委員会を設けることができる。

- (1) 特別委員会を設けるのは、発起人の要望を受け、役員会が必要と判断した場合とする。
- (2) 特別委員会は、任務が終了すると同時に解散する。

## 第13章 継続的ボランティア団体とワンディボランティア

第28条 保護者・学校からの要望に応じて継続的なボランティア団体やワンディボランティアを常時設置することができる。

- (1) 活動期間、ボランティアの募集人数、予算などの必要事項は、目的に合わせ、役員会で都度設定する。
- (2) 継続的ボランティアは年度末、ワンディボランティアは活動が終了した時点で、経費の実績について役員に報告する。もしくは役員が経費を算出する。

## 第14章 交通費の支給

第29条 本会で公的機関等へ出張活動する場合、交通費を支給する。

- (1) 交通費の実費計算は、本校を基点として出張目的地までの、最短の公的交通機関の往復の実費合計金額とする。
- (2) 交通費の支給は、本人が会計に請求することとする。

## 第15章 改正

第30条 この規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成があれば改正できる。

### 付則

令和6年4月1日 初版発行

令和7年6月1日 一部改正・実施する(第13条3項)

令和8年2月1日 一部改正・実施する(第4条、第5条、第16条、第26条1項)